

諮問番号：令和3年度諮問第10号

答申番号：令和3年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る各処分のうち事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日及び平成29年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を26万円、平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を31万4,100円、並びに事業年度平成31年1月1日から令和元年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を48万7,500円と行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により変更し、その余の部分については理由がないため同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、年月日に設立された株式会社であり、本店所在地はにある。
- 2 審査請求人は、処分庁に対し、神戸市市税条例（昭和25年8月29日条例第199号。以下「条例」という。）第32条に基づき、神戸市区にある工場のみを事務所・事業所等として届け出ていた。
- 3 審査請求人は、処分庁に対し、上記2の届出を前提として、均等割額130,000円（区分のみの均等割額）とする下記の詳細申告書を提出した。
 - (1) 平成27年12月期事業年度分（平成28年2月24日付け）
 - (2) 平成28年12月期事業年度分（平成29年2月20日付け）
 - (3) 平成29年12月期事業年度分（平成30年2月20日付け）

- (4) 平成30年12月期事業年度分（平成31年2月27日付け）
- (5) 令和元年12月期事業年度分（令和2年2月19日付け）
- 4 処分庁は、平成25年8月、区、区、区、区、区、区の6区において、審査請求人が新店舗を開設したことについて、疑義が生じたため、照会文書を審査請求人に送付した。
- 5 審査請求人は、処分庁の上記4の照会に対して、開設届が出ていない店舗は、全てフランチャイズであると回答した。
- 6 処分庁は、平成31年1月、区、区において審査請求人が新店舗を開設したことについて、疑義が生じたため、同月22日付け照会文書を審査請求人に送付した。
- 7 審査請求人は、処分庁の上記6の照会に対して、店舗であるが、工場ではないため事務所ではないと回答した。処分庁は、審査請求人の回答を受けて、法人市民税では、店舗も地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第294条第1項第3号及び条例第19条第1項第3号に規定される事務所又は事業所にあたる旨説明したが、審査請求人は納得せず、税理士と相談し提出する旨を返答した。
- 8 処分庁は、令和2年1月、審査請求人が更に新たな店舗を区に開設した疑義が生じたため、同月14日付け照会文書を審査請求人に送付した。
- 9 処分庁は、令和2年2月、審査請求人から上記8の照会に対する回答がなかったため、審査請求人に架電し、審査請求人の従業員よりホームページに掲載されている店舗はすべて直営であるとの返答を得て、未提出店舗についての開設届と申告・納付（追加分）が必要である旨を説明した。
- 10 処分庁は、令和2年2月17日、審査請求人の関与税理士（以下「本件税理士」という。）より、電話で審査請求人は申告に誤りはないと言っている旨の連絡を受け、本件税理士に対し、上記8の照会に対する回答を提出するように、審査請求人に伝えることを依頼し、審査請求人から

の回答書の提出後、当該回答書の内容を確認した上で、処分庁が審査請求人に対する調査を実施する旨、審査請求人へ説明することを依頼した。

11 処分庁は、審査請求人から回答書が提出されなかったため、本件税理士に連絡し、審査請求人への訪問調査を実施したい旨を説明し、審査請求人の了承を得たうえで、令和2年11月25日、審査請求人の本店を訪問し、調査を実施した。

12 処分庁は、令和2年12月9日、審査請求人から聴取した内容を確認するため、審査請求人の契約の相手方である (以下「本件契約相手」という。)を調査した。

13 処分庁は、令和2年12月14日、審査請求人の要望により改めて本件税理士に連絡し、開設届及び修正申告書の提出が必要である旨、審査請求人に説明を依頼した。

14 処分庁は、令和2年12月21日から令和3年2月8日までに数回、本件税理士に審査請求人の提出書類について進捗状況確認の連絡をいれたが、以下の返答であった。

- ・審査請求人は納得していないため、書類作成は進んでいない。
- ・本件税理士が近日中に審査請求人と会うため、その後処分庁へ連絡する。
- ・審査請求人も処分庁へ連絡すると言っていた。

15 その後、本件税理士及び審査請求人は、いずれも処分庁へ連絡しなかった。

16 処分庁は、令和3年2月9日、予備的な通知として、同日付け神 第 号法人市民税の申告について及び第 号「『法人の開設届』の提出について」を審査請求人に送付した。

17 処分庁は、令和3年2月24日、上記16の送付文書に対して審査請求人から連絡がないことを理由として、同日付けで法第17条の5第1項、第321条の11第1項及び条例第30条の3第1項の規定に基づき、均等割額について、平成27年度分から令和元年度分の更正処分（以下「本件賦課処

分」という。)を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 法人市民税の対象となる事業所の中で、本件別紙店舗一覧の1ないし7の店舗（以下「本件各店舗」という）の本件契約相手との契約は「業務委託契約」であり、所謂定借、賃貸借等による事業契約ではない。本件契約相手の店舗で取り扱っている多様な業務の中の「クリーニング品」のみを本件契約相手に代わり取り扱っているに過ぎない。本件契約相手として、法人市民税を支払っており審査請求人もその一部との認識である。

また、本件賦課処分に対する調査が杜撰であるにもかかわらず、性急に税法上の5年遡っての法人市民税更正通知決定には承服できない。

(2) 処分庁の弁明に対する反論

ア クリーニング業における法人市民税の対象となる事業所とは、クリーニング品を洗浄及び加工を行う場所をもって事業所と考えており、洗濯物を受け渡しするだけの店舗に関しては、非対象と考えていました。処分庁から指摘及び調査を受けた段階においても、「法令では…」との説明しかなされず、店舗の定義（法人税法上の）は未だ納得していないところもあります。しかし審査請求人も指摘を受けた以上、今後のことに関しては対応を考えます（相談させていただいた上で）と再三本件税理士からお答えしましたが、処分庁は当初から5年遡っての市民税請求がありきでしたので、相談にもならず審査請求を行ったというのが現状です。

イ クリーニング業における営業開設届はクリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定められており、厚労省へ生衛業の義務として行っているもので、その開設届をもって法人市民税の対象となるには

当たらないと考えています。開設を審査請求人名で行うのは、衛生に関して審査請求人が責任を持つという意味です。しかし、一部の店舗は従業員ではなくフランチャイズ形式の営業形態を取っています（従業員ではなく個人事業主です）ので、法人市民税の対象とは思っていません。従業員の総数は審査請求人の□区事業所としてきちんと届け出、市民税を納めています。また、処分庁が行われた調査も聞き取り等を行われた訳でもなく、開設届名が審査請求人ということだけで、営業の形態も調査せず、一方的に遡って請求をされるとは暴論としか言えません。

ウ 審査請求人と本件契約相手との契約は明らかに「業務委託契約書」となっています。クリーニングの専門性から一部従業員を派遣していることは事実ですが、それも生衛業の特殊性にて行っているもので、法人市民税の観点からだけで言えば、本件契約相手が取り扱う多くの商品の一部にクリーニング品があり、本件契約相手が店舗ごとの均等割り法人市民税等をお支払いされていると考えています。審査請求人はそういったかかる経費を共益費等で負担しているという認識であり、二重課税と思っています。審査請求人からの要望には「法令では…」としか答えず、請負契約の解釈だけ「社会通念上…」では納得しかねますし、法令上の都合の良い部分だけを都合よく解釈されているように思います。また本件契約相手のHPは当然顧客への説明として分かりやすい方法として、テナントと表記しているものであって、その表記を理由にすることもいかなものかと思います。本件契約相手との契約が一般的な「賃貸借」「定期貸借」であれば処分庁の指摘も納得しますが、「業務委託契約」となるそれなりの理由は全く鑑みていただいております。

この杜撰としかいいようのない調査にて5年も遡って法人市民税を請求されることが承服できません。

2 審査庁

本件審査請求については、本件賦課処分のうち事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日及び平成29年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を26万円、平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を31万4,100円、並びに事業年度平成31年4月1日から令和元年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を48万7,500円と行政不服審査法第46条第1項の規定により変更し、その余の部分については理由がないため同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求については、本件賦課処分のうち事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日及び平成29年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を26万円、平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を31万4,100円、並びに事業年度平成31年4月1日から令和元年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を48万7,500円と行政不服審査法第46条第1項の規定により変更し、その余の部分については理由がないため同法第45条第2項の規定により棄却する。

2 審理員意見書の理由

(1) 関係法律等の定め

ア 法人市民税の納税義務者等について

(ア) 市町村民税は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によって課するものとされている（法第294条第1項第3号）。

(イ) 神戸市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定される指定都市であるため、法第737条第1項の規定によ

り市民税においては区を一の市とみなすこととなる。したがって、市内に事務所・事業所を開設している法人は、区単位で均等割額の納税義務を負うことになる。均等割の税率は、資本金等の額と従業員数に応じて定められており、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が50人以下であるものについては、年額13万円とされている（条例第29条第1項）。

イ 法人設立・事務所等開設申告書について

(ア) 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、新たに法第294条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができるものとされている（法第317条の2第9項）。

(イ) 地方自治法第14条及び法第3条の定めを受けて制定された神戸市市税条例においては、新たに市内に事務所又は事業所を有することとなった法人は、その該当することとなった日から2月以内に所定の書面で市長に申告しなければならないものとされている（条例第32条、第19条第1項第3号）。

ウ 法人市民税の申告納付について

市内に事務所又は事業所を有する法人で、均等割のみを課されるものは、毎年4月30日までに、均等割額を記載した申告書を、前年4月1日から3月31日までの期間中において有する事務所等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならないこととされている（法第294条第7項、第312条第3項第4号及び第321条の8第19項）。

エ 法人市民税の決定について

市町村長は、納税者が法人市民税に係る申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、申告すべき法人市民税額等を決定するものとされている（法第321条の11第2項）。

オ 更正又は決定の期間制限について

更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないものとされている（法第17条の5第1項）。

(2) 本件賦課処分 of 適法性及び妥当性について

ア 事業所の開設決定について

(7) 「事業所」（法第294条第1項第3号）の意義

a 総務大臣通知「地方税の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日付総税市第16号。以下「本件通知」という。）の第一章「一般的事項」第一節「通則」6「事務所又は事業所」は、法上の「事務所又は事業所」の意義につき、次のように述べている。

「(1)事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2)事務所等と認められるためには、その場所において行われる

事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、
たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設け
られる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないもので
あること。」

- b 法人市民税は、地域社会の費用についてその構成員である法人に
も個人と同様幅広く負担を求めるものであり、「均等割」は、地方
公共団体が行う行政サービスと法人の営業活動との間の応益関係に
着目し、当該区域内に事務所や事業所を置く法人に対して、資本金
等の額、従業者数に応じて定額の負担を求めるものであるところ、
本件通知が示す「事務所又は事業所」の解釈は、法人市民税の趣旨
及び目的に照らして適切・妥当である。よって、上記 a の解釈を前
提に、本件各店舗が「事業所」（法第294条第1項第3号）に該当
するかを検討する。

(イ) 本件各店舗について

本件各店舗は、いずれも審査請求人がクリーニング業法第5条第1
項に基づき「クリーニング所」（クリーニング業法第2条第4項「洗
たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設」）の開設届
を行っており、洗濯物の受取や引渡をする人員が配置され（人的設備）、
洗濯物の整理・保管のための設備等が設けられ（物的設備）、継続的に
クリーニング事業が行われていることが認められる。よって、本件各
店舗は、本件通知に照らし、「事業所」（法第294条第1項第3号）
に該当すると判断できる。

(ウ) 審査請求人の主張について

- a 審査請求人は、本件各店舗におけるクリーニング営業は「業務委
託契約」に基づく受託業務であることを理由として、本件各店舗が
「事業所」（法第294条第1項第3号）に該当しない旨を主張し、
本件契約相手との間で締結した2008年11月17日付け「業務委託契約
書」（以下「本件契約書」という）を提出するので、この主張につ

いて検討する。

b 本件契約書によれば、以下の事実が認められる。

- ① 本件契約書第1条は「出店契約の場所ならびにその変更」という表題が付され、本件契約相手が審査請求人に専用使用させる場所（以下「使用場所」という。）と専用面積が具体的に特定されている。本件契約相手は、使用場所を変更する事由が生じた時は、審査請求人と協議のうえ、使用場所と専用面積の変更を求めることができるとされており（第1条第3項）、本件契約相手が使用場所や専有面積を一方的に変更することはできない。
- ② 審査請求人の行う業務（営業品目、取り扱い商品）については、「クリーニング」とされているが（第2条第1項）、本件契約相手がクリーニング業務を委託する旨の規定はなく、具体的な業務内容を仕様書等で定めることも予定されていない。また、審査請求人が営業品目または取り扱い商品の変更を希望するときは、本件契約相手に申し出ることができ、本件契約相手の事前承認を得れば変更が可能である（同条第3項）。
- ③ 審査請求人は、本件契約相手に対して、設備使用料として、固定額と月間供給高に所定の歩率を掛けた歩合金を支払う他、共益費（第10条）、直接経費（第11条）を支払うものとされている。
- ④ 本件契約相手は、審査請求人に対し、営業の業務処理、経理内容その他に関し、報告を求めることができ（第18条第1項）、必要に応じて会計監査を行うことができるとされており（同第2項）、審査請求人が支払うべき歩合金と実際に支払った歩合金に差異があれば、審査請求人はその不足分と監査料を本件契約相手に支払うものとされている（同第3項）。

⑤ 審査請求人には、本件契約相手が定める運営規則等を遵守する義務（第4条）や、本件契約相手店長の指揮に従う義務（第25条）などが課されているが、本件契約相手がクリーニング営業に関する具体的指示を行う趣旨の規定はない。

c 以上のとおり、本件契約は、業務委託契約書との表題が付されているが、本件契約相手が審査請求人にクリーニング業務を委託し、委託料を支払うというものではなく、本件契約相手が審査請求人に対して建物の特定部分の専用使用と同所でクリーニング営業を行うことを認め、審査請求人がその対価（設備使用料）を支払うという内容になっており、実質的には建物の一部賃貸借契約と解される。本件契約相手が審査請求人に営業報告を求め、会計監査を行うことができる旨の定め（第18条）は、設備使用料の歩合部分の金額の正確性を本件契約相手が確認するためのものと解され、また、審査請求人が本件契約相手が定める運営規則や本件契約相手店長の指揮に従う義務を課されていることは（第4条、第25条）本件契約相手が施設全体の統一的運営を確保するためのものと解されるどころ、これらの規定は、本件契約を建物の一部賃貸借と解することと矛盾せず、また、本件契約の業務委託契約性を裏付けるものでもない。

審査請求人は、専用部分において来店客との間でクリーニング品や代金の授受といったクリーニング営業を行っているものであり、同所で自らの営業を営んでいると評価される。本件契約の内容に照らしても、審査請求人が本件契約相手の事業所内で受託業務を行っているとは評価することはできない。

d 以上のとおり、本件各店舗を「事業所」と認定した処分庁の判断に誤りはない。

イ 事務所の開設期間について

(7) 審査請求人は、本件店舗の一部は、フランチャイズであると主

張するので、この点について検討する。

(イ) オーナー店長契約

- a 審査請求人の主張及び証拠によれば、店については、審査請求人と（以下「本件オーナー」という）との間で平成25年4月1日付け「オーナー店長契約書」が取り交わされ、同契約は、平成31年3月31日をもって終了し、同年4月1日以降、審査請求人が直営店舗として運営していたことが認められる。
- b 「オーナー店長契約書」においては、審査請求人が本件オーナーに対して「」の名称を用いて営業する権利を与え（第1条）、クリーニング及び商品の販売に関する経営上の知識及び技術を指導し（第4条）、本件オーナーは、審査請求人の指定に従った営業の方式を実施し（第6条）、審査請求人に対し、売上に対する一定割合の金員を支払うものとされている（第8条）。これに照らせば、同契約は、いわゆるフランチャイズ契約であり、本件オーナーは同契約に基づき、店において自らの営業を行っているものと評価できる（なお、第8条は、本件オーナーが審査請求人に支払う金員が『業務委託金』とされているが、同金員が審査請求人の名称使用や指導の対価であることは明らかであり、本件契約をフランチャイズ契約と解することに影響を及ぼさない）。
- c よって、本件オーナー店長契約の存続期間においては、店は、本件オーナーの「事業所」と認められ、審査請求人の事業所であると認めることはできない。よって、審査請求人が区に事業所（店）を開設していたと認められる期間は、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの9か月間である。

ウ 小括

以上をふまえると、本件賦課処分のうち、事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日、平成29年1月1日から同年12月31日、及び平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定において、□区にかかる均等割り額各13万円は課税されるべきではなく、並びに事業年度平成31年4月1日から令和元年12月31日の更正決定において、□区にかかる均等割額は、法第312条第4項により、事務所を有していた月数を乗じて得た額を12で除した額、すなわち13万円×9月÷12＝9万7,500円と算定されるべきである。

(3) その他、審査請求人の主張

ア 審査請求人は、本件各店舗については、本件契約相手が店舗ごとの均等割法人市民税等を支払っており、二重課税であるとの見解を示している。しかしながら、先に述べた法人市民税の趣旨及び目的に照らせば、法人市民税は、当該行政区域内で事業を行う法人に課されるものであり、本件契約相手と別に、本件契約相手の店舗内に事業所を設ける法人に課税がなされることは、二重課税にはあたらない。

イ 審査請求人は、処分庁の調査が杜撰であり、5年も遡って法人市民税を請求されることが承服できないと主張する。しかしながら、前記のとおり、法令は、納税者に法人市民税を申告納付する義務を課しており、処分庁は、納税者の申告等により納税義務の存在を把握することが予定されている。また、本件では、処分庁は、平成25年8月、審査請求人に対し新店舗の開設について照会文書を送付し、開設届が出ていない店舗は全てフランチャイズである旨の回答を得ていたものであり、その後の平成31年1月、新たに新店舗を開設したことについて疑義が生じたため、照会文書を送付したところ、□区の工場以外は、事業所ではないとの見解が示されたことから、本件賦課処分に至ったものであることに照らせば、本件賦課処分に至る経過に違法又は不当な点は認められない。

また、本件賦課処分は、審査請求人が未申告であった期間に係る法人市民税のうち、法第17条の5第1項の規定に基づき遡及して決定が可能である5年分についてのみ行われており、この点にも違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和3年12月16日 第1回審議

令和4年1月28日 第2回審議

令和4年2月17日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件賦課処分の適法性及び妥当性について

(1) 事業所の開設決定について

ア 「事業所」（法第294条第1項第3号）の意義

法人市民税は、地域社会の費用についてその構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるものであり、「均等割」は、地方公共団体が行う行政サービスと法人の営業活動との間の応益関係に着目し、当該区域内に事務所や事業所を置く法人に対して、資本金等の額、従業者数に応じて定額の負担を求めるものであるところ、本件通知が示す「事務所又は事業所」の解釈は、法人市民税の趣旨及び目的に照らして適切・妥当である。よって、本件通知の示す解釈を前提に、本件各店舗が「事業所」（法第294条第1項第3号）に該当するかを検討する。

イ 本件各店舗について

本件各店舗は、いずれも審査請求人がクリーニング業法第5条第1項に基づき「クリーニング所」（クリーニング業法第2条第4項「洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設」）の開設届を行っており、洗濯物の受取や引渡をする人員が配置され（人的設備）、洗濯物の整理・保管のための設備等が設けられ（物的設備）、継続的にクリーニ

ング事業が行われていることが認められる。よって、本件各店舗は、本件通知に照らし、「事業所」（法第294条第1項第3号）に該当すると判断できる。

ウ 審査請求人の主張について

(7) 審査請求人は、本件各店舗におけるクリーニング営業は「業務委託契約」に基づく受託業務であることを理由として、本件各店舗が「事業所」（法第294条第1項第3号）に該当しない旨を主張し、本件契約相手との間で締結した本件契約書を提出するので、この主張について検討する。

(イ) 本件契約書によれば、以下の事実が認められる。

a 本件契約書第1条によると、使用場所と専用面積が具体的に特定されており、本件契約相手は、使用場所を変更する事由が生じた時は、審査請求人と協議のうえ、使用場所と専用面積の変更を求めることができるとされており（第1条第3項）、本件契約相手が、使用場所や専用面積を一方的に変更することはできない。

b 審査請求人の行う業務（営業品目、取り扱い商品）については、「クリーニング」とされているが（第2条第1項）、本件契約相手がクリーニング業務を委託する旨の規定はなく、具体的な業務内容を仕様書等で定めることも予定されていない。また、審査請求人が営業品目または取り扱い商品の変更を希望するときは、本件契約相手に申し出ることができ、本件契約相手の事前承認を得れば変更が可能である（同条第3項）。

c 審査請求人は、本件契約相手に対して、設備使用料として、固定額と月間供給高に所定の歩率を掛けた歩合金を支払う他、共益費（第10条）、直接経費（第11条）を支払うものとされている。

d 本件契約相手は、審査請求人に対し、営業の業務処理、経理内容その他に関し、報告を求めることができ（第18条第1項）、必要に応じて会計監査を行うことができるとされており（同条第2項）、審

査請求人が支払うべき歩合金と実際に支払った歩合金に差異があれば、審査請求人はその不足分と監査料を本件契約相手に支払うものとされている（同条第3項）。

e 審査請求人には、本件契約相手が定める運営規則等を遵守する義務（第4条）や、本件契約相手店長の指揮に従う義務（第25条）などが課されているが、本件契約相手がクリーニング営業に関する具体的指示を行う趣旨の規定はない。

(ウ) 以上のとおり、本件契約は、業務委託契約書との表題が付されているが、本件契約相手が審査請求人にクリーニング業務を委託し、委託料を支払うというのではなく、本件契約相手が審査請求人に対して建物の特定部分の専用使用と同所でクリーニング営業を行うことを認め、審査請求人がその対価（設備使用料）を支払うという内容になっており、実質的には建物の一部賃貸借契約と解される。本件契約相手が審査請求人に営業報告を求め、会計監査を行うことができる旨の定め（第18条）は、設備使用料の歩合部分の金額の正確性を本件契約相手が確認するためのものと解され、また、審査請求人が本件契約相手の定める運営規則や本件契約相手店長の指揮に従う義務を課されていることは（第4条、第25条）本件契約相手が施設全体の統一的運営を確保するためのものと解されるどころ、これらの規定は、本件契約を建物の一部賃貸借と解することと矛盾せず、また、本件契約の業務委託契約性を裏付けるものでもない。

審査請求人は、専用部分において来店客との間でクリーニング品や代金の授受といったクリーニング営業を行っているものであり、同所で自らの営業を営んでいると評価される。本件契約の内容に照らしても、審査請求人が本件契約相手の事業所内で受託業務を行っているとは評価することはできない。

(I) 以上のとおり、本件各店舗を「事業所」と認定した処分庁の判断に誤りはない。

(2) 事務所の開設期間について

ア 審査請求人は、本件賦課処分に係る店舗の一部は、フランチャイズであると主張している。また、証拠書類によれば、店については、審査請求人と本件オーナーとの間で平成25年4月1日付け「オーナー店長契約書」が取り交わされ、同契約は、平成31年3月31日をもって終了し、同年4月1日以降、審査請求人が直営店舗として運営していたことが認められる。

イ この点、処分庁は、本審査会からの質問に対する令和4年1月19日付け回答書において、店に係る審査請求人と本件オーナーの契約について、回答書の作成時点においては、フランチャイズ契約ではないことを示す事実は確認されていないため、フランチャイズ契約として認定せざるを得ないと考えている、としている。

ウ 以上のことから、店において、審査請求人と本件オーナー間のフランチャイズ契約の期間があったことについては争いがないところ、上記フランチャイズ契約の期間を除いて、審査請求人が区に事業所（店）を開設していた期間は、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの9か月間であると考えられる。

(3) 小括

以上をふまえると、本件賦課処分のうち、事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日、平成29年1月1日から同年12月31日、及び平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定において、区にかかる均等割り額各13万円は課税されるべきではなく、並びに事業年度平成31年1月1日から令和元年12月31日の更正決定において、区にかかる均等割額は、法第312条第4項により、事務所を有していた月数を乗じて得た額を12で除した額、すなわち13万円×9月÷12＝9万7,500円と算定されるべきである。

2 その他、審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、本件各店舗については、本件契約相手が店舗ごとの

均等割法人市民税等を支払っており、二重課税であるとの見解を示している。しかしながら、先に述べた法人市民税の趣旨及び目的に照らせば、法人市民税は、当該行政区域内で事業を行う法人に課されるものであり、本件契約相手と別に、本件契約相手の店舗内に事業所を設ける法人に課税がなされることは、二重課税にはあたらない。

- (2) 審査請求人は、処分庁の調査が杜撰であり、5年も遡って法人市民税を請求されることが承服できないと主張する。しかしながら、法令は、納税者に法人市民税を申告納付する義務を課しており、処分庁は、納税者の申告等により納税義務の存在を把握することが予定されている。また、本件では、処分庁は、平成25年8月、審査請求人に対し新店舗の開設について照会文書を送付し、開設届が出ていない店舗は全てフランチャイズである旨の回答を得ていたものであり、その後の平成31年1月、新たに新店舗を開設したことについて疑義が生じたため、照会文書を送付したところ、□区の工場以外は、事業所ではないとの見解が示されたことから、本件賦課処分に至ったものであることに照らせば、本件賦課処分に至る経過に違法又は不当な点は認められない。

また、本件賦課処分は、審査請求人が未申告であった期間に係る法人市民税のうち、法第17条の5第1項の規定に基づき遡及して決定が可能である5年分についてのみ行われており、この点にも違法又は不当な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件賦課処分について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件賦課処分のうち事業年度平成27年1月1日から同年12月31日、平成28年1月1日から同年12月31日及び平成29年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を26万円、平成30年1月1日から同年12月31日の更正決定については、更正後の均等割額を31万4,100円、並びに事業年度平成31年1月1日から令和元年12月31日

の更正決定については、更正後の均等割額を48万7,500円と変更する限度で認容されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治

(別紙) 店舗一覧

- 1 店 (神戸市 ,
開設)
- 2 店 (神戸市
, 開設)
- 3 店 (神戸市 ,
開設)
- 4 店 (神戸市
, 開設)
- 5 店 (神戸市 ,
開設)
- 6 店 (神戸市 ,
開設)
- 7 店 (神戸市 , 開設)
- 8 店 (神戸市 , 開設)